

# 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人愛和福祉会

「女性活躍推進法」に基づき、管理職、役職及び採用者はすでに女性職員が多い比率にありますが、女性職員のみならず職員全員の働きやすい環境を整えることを目標として、次のように行動計画を策定しました。

## 1. 計画期間

2018年4月1日～2023年3月31日まで 5年間

## 2. 課題

- ① 離職率の高い福祉業界の中で、男女とも勤続年数を延ばし職員の定着を行う必要がある。
- ② 採用における男女割合には大きな差は見られないが、正規職員より非正規職員の女性職員の比率が高い。

## 3. 目標

非正規職員（現在女性比率 89%）から正規職員（現在女性比率 74%）への転換制度を今以上に積極的に運用し、女性正規職員 80%を目指す。

## 4. 取組内容

- ① 2018年4月～
  - ・正規職員の登用基準を検証して、必要に応じて見直しを図る。
  - ・積極的に登用試験の受験を推進する。
- ② 2018年4月～
  - ・現状も取り組んでいる「就業規則」「育児・介護休業等規程」等の規程規則の整備及び見直しを続ける。
- ③ 2018年10月～
  - ・産前産後休暇、育児休業給付金、育児休業中の社会保険料の免除等の制度を、職員へ積極的に周知や情報提供を行うことができる仕組みを検討する。
- ④ 2019年4月～
  - ・職員が安心して長く働き続けるよう、柔軟かつ多様な働き方ができる制度を検討して行く。また、制度の検討にあたっては、職種問わず女性職員を委員として委員会等を開催するよう進める。